

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	日本山村硝子株式会社
【英訳名】	Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山村 昇
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市西向島町15番1
【電話番号】	(06) 4300-6000 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 三室 達矢
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階 (東京本社)
【電話番号】	(03) 3349-7200 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 三室 達矢
【縦覧に供する場所】	日本山村硝子株式会社 東京本社 (東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第97期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案および第2号議案） >

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金75円 総額802,374,300円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山村幸治、山村昇、明神裕、田口智之および田口義洋を選任する。

< 株主提案（第3号議案） >

第3号議案 定款一部変更の件（価格適正化及び収益安定化に向けた特別委員会の設置）
定款に、「第8章 価格適正化及び収益安定化に向けた特別委員会」を新たに設ける。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案および第2号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	63,908	611	-	（注）1	可決（99.05）
第2号議案					
山村 幸治	62,555	1,964	-	（注）2	可決（96.96）
山村 昇	62,524	1,995	-		可決（96.91）
明神 裕	62,663	1,856	-		可決（97.12）
田口 智之	62,669	1,850	-		可決（97.13）
田口 義洋	62,676	1,843	-		可決（97.14）

< 株主提案（第3号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第3号議案	2,508	62,011	-	（注）3	否決（3.89）

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、決議事項の可決または否決が明らかになり、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

以 上